

令和7年度 基本施策評価シート

基本施策	F8	安心できる衛生環境を確保します		
2025年度に めざす姿	対 象		意 図	
	だれもが		感染症や食中毒等の健康被害から守られている。	
第五次総合計画[前期基本計画]基本施策掲載ページ			184ページ	
基本施策主管課名	生活衛生課	関係課名	感染症対策室、こども政策課、動物愛護管理センター、保健環境試験所	

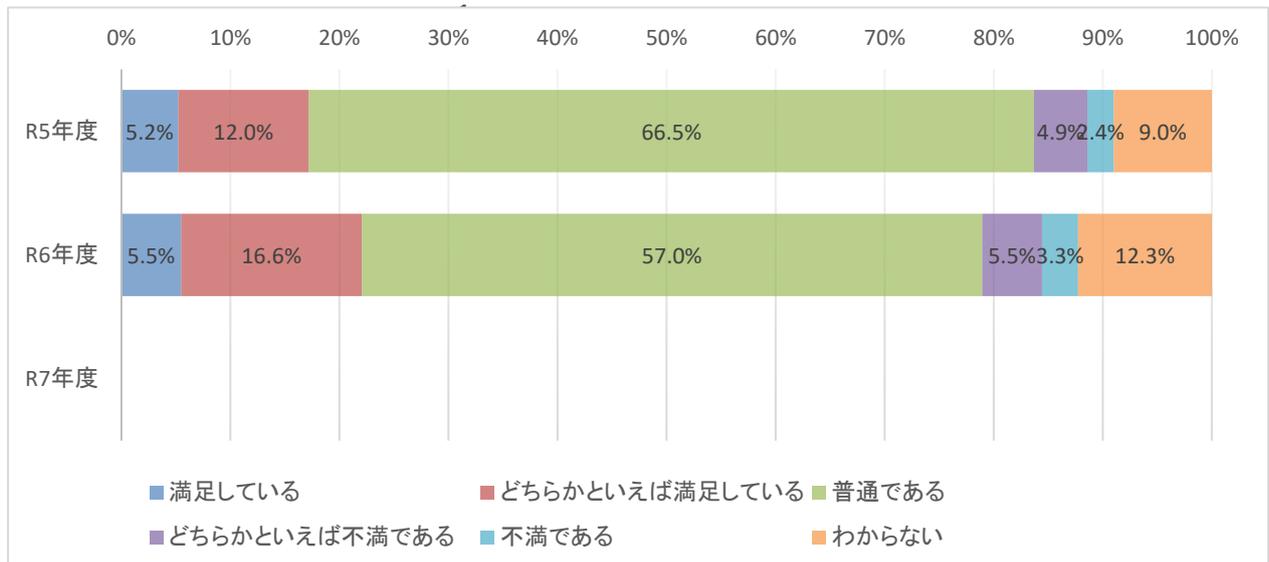
基本施策の総合評価

総括	<ul style="list-style-type: none"> ●基本施策の成果指標である「観光関連施設での食中毒患者数」が、令和6年は29人に増加した。 ●こどもや高齢者等の各予防接種の接種率向上に取り組んだが、個別施策の成果指標である各予防接種率は目標値を達成していない。 ●令和5年度に策定した健康危機対処計画(保健環境試験所編)に基づき、新たな感染症危機の検査に対応するために、実践型訓練に取り組んだ。 ●個別施策の成果指標である「狂犬病予防注射の接種率」は広報誌やホームページ等における周知や狂犬病予防集合注射を行ったことにより、接種率の減少を抑えることができたが、目標値を下回っている。 <p>以上を踏まえ、今後の主な取組みは次のとおりとする。</p>
F8-1	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、予防接種の制度内容を保護者に理解してもらうための周知啓発を行うとともに、未接種者に対する個別通知や医療機関と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。
F8-2	<ul style="list-style-type: none"> ●観光関連施設等の監視指導をする際、食中毒予防に重要な手洗いの大切さを徹底して指導するとともに、食中毒の流行傾向の情報収集に努め、広報ながさき、ホームページ、SNS、講習会を通し、事業者及び市民に対し早期の情報提供を行うなど食中毒予防に向けた取組みを継続する。 ●犬の新規登録の際に飼い主に狂犬病予防注射の接種義務について、引き続き分かりやすく説明を行う。

二次評価(施策評価会議による評価)

●	【F8-2】 予防的な調査については、今後ICTの活用などにより調査業務の負担を軽減できるよう検討すること。
●	【F8-2】 適正飼養の啓発強化については、問題点と今後の取組方針のつながりがわかるような記載とすること。

基本施策に対する市民満足度調査結果

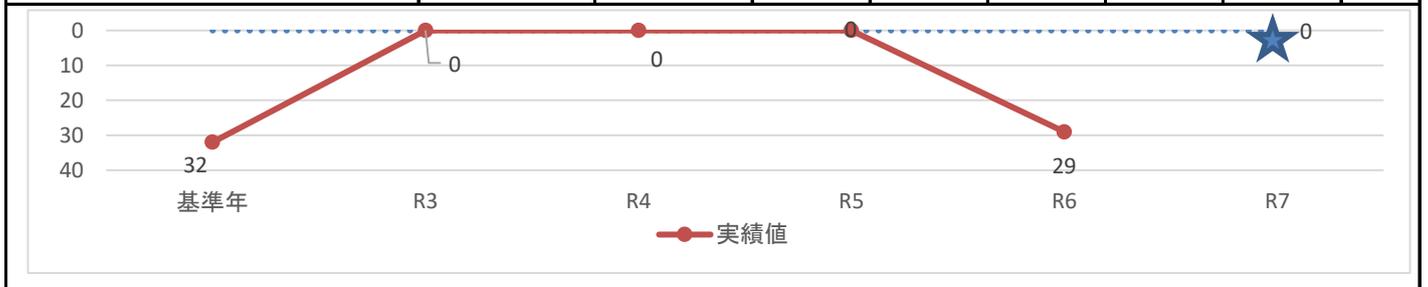


成果指標

指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
感染症患者数	5人 (H27～R元年度平均)	4人 (R7年度)	13	16	15	12	-	↓



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
観光関連施設での食中毒患者数	32人 (H27～R元年度平均)	0人 (R7年度)	0	0	0	29	-	↑



年度別 主な取組内容

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの定期予防接種(70,447件) ●高齢者等インフルエンザ予防接種(81,647人) ●食品営業施設に対する衛生監視(5,204件) ●公衆浴場に対する行政検査(76件) ●狂犬病予防注射の実施(11,125頭) ●まちなこ不妊化推進事業(不妊去勢手術)の実施(480頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの定期予防接種(67,077件) ●高齢者等インフルエンザ予防接種(77,021人) ●食品営業施設に対する衛生監視(6,440件) ●公衆浴場に対する行政検査(76件) ●狂犬病予防注射の実施(10,846頭) ●まちなこ不妊化推進事業(不妊去勢手術)の実施(564頭) 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの定期予防接種(65,025件) ●高齢者等インフルエンザ予防接種(72,502人) ●食品営業施設に対する衛生監視(5,609件) ●公衆浴場に対する行政検査(81件) ●狂犬病予防注射の実施(10,808頭) ●まちなこ不妊化推進事業(不妊去勢手術)の実施(673頭) 	

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F8-1	感染症の発生と感染拡大を防止します	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	だれもが		感染症の発生やその重症化から守られている。
個別施策主管課名	感染症対策室		

成果

① 健康危機管理体制の整備

- 感染症発生・拡大防止のため、腸管出血性大腸菌やSFTS、リケッチア、麻しん、風しんなど感染症検査を迅速に対応し、感染症発生の把握と拡大防止が図られた(12,258件)。
- 新型コロナウイルスのゲノム解析を実施し、監視に取り組んだ(188件)ことにより、変異株の発生などに対し早急に対応する体制が整備された。
- 令和5年度に策定した健康危機対処計画(保健環境試験所編)に基づき、新たな感染症危機の検査に対応するために、実践型訓練に取り組んだ。
- 令和5年度に策定した、感染症予防計画、健康危機対処計画に基づき、庁内において感染症対応に関する研修や訓練を実施した(3回)ことにより、有事の際の準備が進んだ。
- 新興感染症拡大時の自宅療養者における健康観察体制の構築を目的とした机上シミュレーションを関係機関と実施したことにより、新興感染症に対する備えが進んだ。
- 健康危機発生時に保健所業務を支援する外部人材(IHEAT要員)の登録募集に関するホームページを開発し、周知を図ったことにより、有事の際の人材確保の準備が進んだ。

② 予防接種の実施

- こどもの予防接種(実施内容は以下のとおり)の実施により、免疫機能が低く感染症に罹患しやすいこどもの感染症の予防や発症時の症状緩和、感染拡大につながった。
 - ・BCG、五種混合、麻しん風しん、水痘等の定期予防接種を実施した(64,775件)。また、県外で定期予防接種を受けた市民に対し、接種費用の助成を実施した(250件)。
 - ・定期予防接種の未接種者に対して、個別通知を送付して接種勧奨を行った。
 - ・市独自で、乳幼児インフルエンザ予防接種(任意接種)の接種費用に対する一部助成を実施した(11,963件)。
 - ・骨髄移植等の医療行為により、免疫を消失された方に対する予防接種再接種費用の助成を行った(3件)。
 - ・子宮頸がん予防ワクチンの接種勧奨が控えられていた期間(H25～R3年度)に接種対象であった方が、キャッチアップとして受けた任意接種の接種費用に対する助成を行った(24件)。
- 高齢者の予防接種の実施(実施内容は以下のとおり)の実施により、罹患すると重症化しやすい高齢者の感染症の予防や発症時の重症化防止につながった。
 - ・65歳以上の高齢者に対し、インフルエンザ予防接種(72,502件)及び新型コロナウイルス予防接種(37,214件)を、65歳の方に肺炎球菌予防接種(1,309件)を実施した。

③ 結核患者の発生の予防と早期発見

- 老人福祉施設等が実施する結核の定期健康診断に対し、補助(56件)をしたことにより、結核の早期発見につながった。
- 結核患者発生の届出を受理後、速やかに積極的疫学調査を行い、接触者健診(257件)を実施したことにより、結核の感染拡大を抑えることができた。
- DOTS(直接服薬管理)により、半年以上に及ぶ服薬治療の完遂に繋がった(治療中断者なし)ことから、結核の治癒や、結核の薬剤に対する耐性菌の発生を防ぐことができた。
- 治療終了後、原則2年間にわたり管理検診(88件)を実施し、仮に再発しても早期発見できる体制を継続した。

問題点とその要因

① 健康危機管理体制の整備

- 研修等を受講し検査技術の向上に取り組んでいるものの、オンラインでの研修が多く技術的な実地研修が不十分であるため、新興・再感染症に対する検査に対応するための体制作りが進んでいない。
- 有事の際に検査実施可能な職員を増員できるよう係間の相互研修に取り組んでいるものの、健康危機が起きた際に想定した教育訓練が十分すすんでいるとは言えない状況であるため、有事の検査体制を維持することが難しい状況である。
- 新興感染症に備え関係機関との協議を行い課題点を整理できたが、県との役割分担が決まらないこと等から課題解決のための協議・検討が進んでいないため、自宅療養者の健康観察体制等の構築が不十分な状況である。
- 外部人材(IHEAT要員)の登録募集に関するホームページを開設し、周知を図っているものの、周知開始から間もない状況であり周知が行き届いていないことにより、外部人材(IHEAT要員)の登録者数が不十分である。

② 予防接種の実施

- こどもの麻しん風しん予防接種Ⅰ期、Ⅱ期の接種率について、制度内容を保護者に理解してもらうため、様々な機会や場所において周知啓発を行っているものの、効果的な周知となっておらず、ともに目標値を達成できていない。
- 高齢者の予防接種について、コロナ禍においてインフルエンザの接種率が上昇(60%)したが、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されてからは、年々減少しコロナ禍前に戻っている。(R4年度:60.3%→R5年度:56.8%→R6年度:53.6%)要因は、市民の感染症対策に対する関心が低下したものと考えられる。

③ 結核患者の発生の予防と早期発見

- 定期健康診断に対し補助をしているものの、施設等との連携や働きかけの余地があるため、老人福祉施設等が実施している定期健康診断の実施率が100%には至っていない。
- 患者の接触者や、治療終了後の患者において、検診の必要性を理解いただけない場合があり、接触者健診・管理検診の実施率が100%ではない。

今後の取組方針

① 健康危機管理体制の整備

- 継続 ● 健康危機対処計画(保健環境試験所編)に基づき新たな感染症危機の検査に対応するために、実践型訓練などを実行する。
- 継続 ● 新興・再感染症の検査に対応するために、情報収集や技術習得に努める。
- 継続 ● 感染症予防計画、健康危機対処計画に基づき計画を実行する。
- 継続 ● 有事の際においても保健所機能を維持するための外部人材を確保するとともに、市内の感染症対策に係る人材育成のため研修や訓練を実施し、応援体制の整備を行う。
- 継続 ● 平時のうちから、新興感染症の流行に備え、自宅療養者の健康観察体制等について、関係機関等と調整協議を行う。
- 新規 ● 検査部門の人材を確保するために、保健所職員への研修や情報提供に努める。

② 予防接種の実施

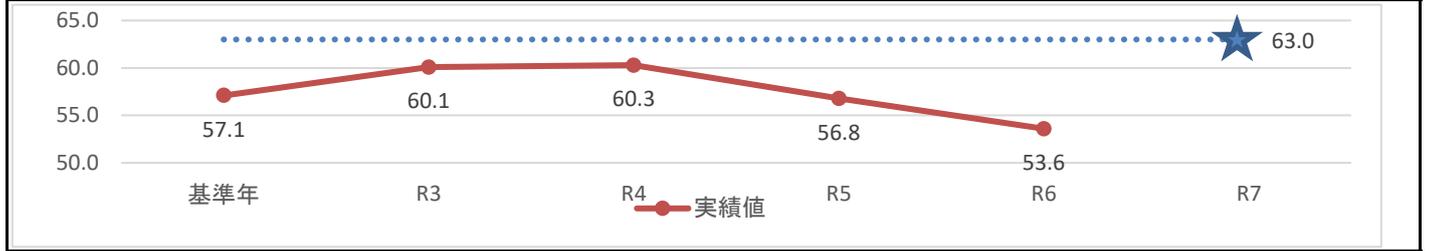
- 継続 ● こどもの予防接種の実施について、引き続き、予防接種の制度内容を保護者に理解してもらうための周知啓発を行うとともに、未接種者に対する個別通知や医療機関と連携した接種勧奨を行い、接種率の向上を図る。また、R6.2月に稼働した子育て応援アプリ「イーカオ+」が、予防接種スケジュール管理及び接種時期のプッシュ通知機能を有しており、アプリ登録を促すことで接種に係る保護者の手間の負担を軽減し、接種率の向上を図る。
- 新規 ● 高齢者の予防接種の実施について、新たに定期接種となる带状疱疹予防接種や肺炎球菌予防接種は、生涯1回の定期接種期間が決められているため、その機会を逃さないように周知啓発を図る。

③ 結核患者の発生の予防と早期発見

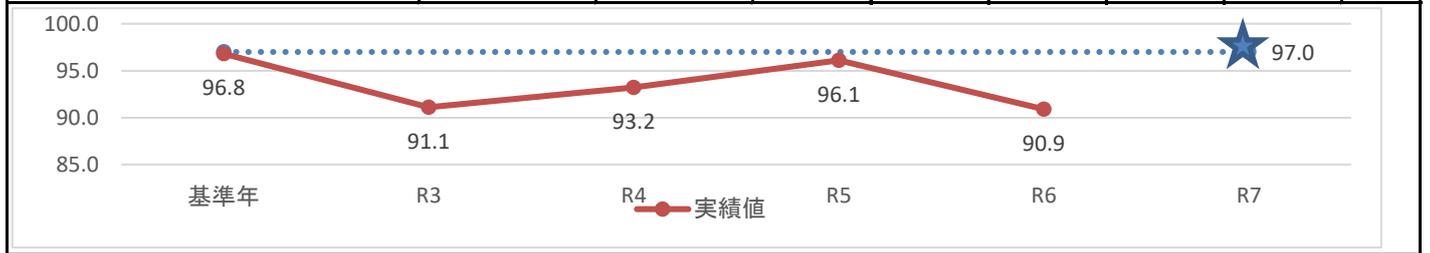
- 継続 ● 老人福祉施設等の健診率の更なる向上を目指し、結核患者の早期発見につなげる。
- 継続 ● 接触者健診、管理検診の実施率が限りなく100%に近づくよう、検診の重要性の周知に努める。

成果指標

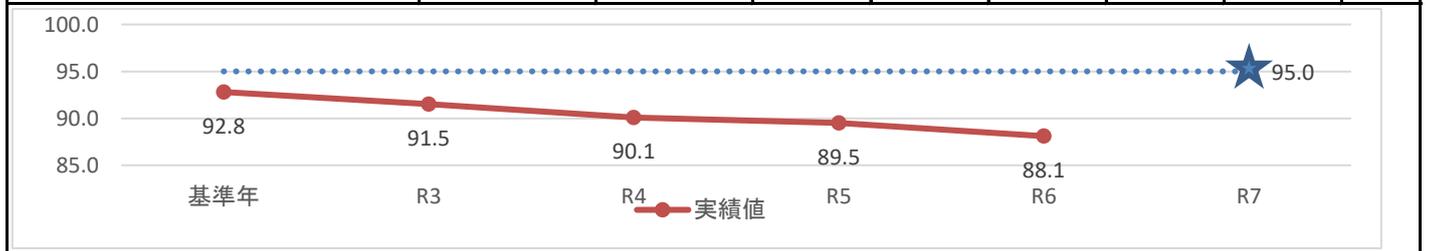
指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
高齢者インフルエンザ予防接種率	57.1% (R元年度)	63.0% (R7年度)	60.1	60.3	56.8	53.6	-	↓



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
麻しん風しん予防接種率(Ⅰ期)	96.8% (H27~R元年度)	97.0% (R7年度)	91.1	93.2	96.1	90.9	-	↓



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
麻しん風しん予防接種率(Ⅱ期)	92.8% (H27~R元年度)	95.0% (R7年度)	91.5	90.1	89.5	88.1	-	↓



施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	定期予防接種費	こども政策課
	成果指標	麻しん風しん予防接種率(Ⅰ期)・麻しん風しん予防接種率(Ⅱ期)	<p>このお知らせは、定期予防接種(麻しん風しん第2期の対象者)の件に関するものです。</p> <p>麻しん風しん第2期の予防接種は済みましたか?</p> <p>次の「定期予防接種ができる人」に当てはまれば、麻しん風しん(MR)第2期の定期予防接種を接種する機会があります。【重要】「麻しん風しん」で済ませず、5月31日までに接種を済ませてください。</p> <p>【接種料金は無料】 第2期の接種は、麻しん風しん第1期の接種と同様に、接種料金は無料です。</p> <p>【接種する日】 接種する日に長崎市内に住民票があり、5月31日までに接種を済ませてください。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●接種する前に、接種券に記載のある接種施設に電話してください。 ●接種施設は、接種券に記載のある接種施設です。接種料金は無料です。 ●予約は接種施設にありますので、接種を受ける前に接種施設の電話に記入をお願いします。 ●接種券に記載のある接種施設(接種券に記載の接種施設「イ」から「ロ」)に接種し、接種料金を支払ってください。 <p>【日本国産定期予防接種第1期(3回)は済みましたか?】 日本国産の定期予防接種(無料)は全部で4回(4回目は9歳以上13歳未満のときに接種する必要があります)ですが、1歳未満に接種した場合は接種料金を支払う必要があります。接種料金を支払う必要はありません。接種料金を支払う必要はありません。接種料金を支払う必要はありません。</p> <p>【接種勧奨通知】</p>
	目標値	麻しん風しん予防接種率(Ⅰ期)・・・97%(R7年度) 麻しん風しん予防接種率(Ⅱ期)・・・95%(R7年度)	
	実績値	麻しん風しん予防接種率(Ⅰ期)・・・90.9% 麻しん風しん予防接種率(Ⅱ期)・・・88.1%	
	達成率	麻しん風しん予防接種率(Ⅰ期)・・・94% 麻しん風しん予防接種率(Ⅱ期)・・・93%	
	成果指標・ 目標値の説明	麻しん風しん予防接種(Ⅰ・Ⅱ期)について、いずれも95%以上の目標値を掲げ、接種勧奨等を実施し、接種率の向上を図る。	
	事業目的	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法の規定に基づき、定期の予防接種を行い公衆衛生の向上及び増進を図る。	
	事業概要	予防接種法に基づく定期予防接種について、全額公費負担して委託医療機関で実施するとともに、県外での接種費用を助成する。	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種件数 65,025件(県外における費用助成250件を含む) ・乳幼児インフルエンザ(任意予防接種)の一部費用助成 11,963件 		
	決算(見込)額		980,765,868 円

2	事業名 担当課	高齢者等インフルエンザ予防接種費	感染症対策室
	成果指標	高齢者インフルエンザ予防接種率	<p>高齢者等を対象としたインフルエンザ予防接種について。</p> <p>長崎市では、次に該当する市町村のインフルエンザ予防接種の支援を実施しています。実施期間は10月1日から来年2月29日までです。</p> <p>【接種料金は2,000円】 ※接種につきは医療機関に直接お申込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 65歳以上の高齢者 ○ 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活を極度に制限される方 ○ 60歳～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫に障害があり日常生活がほとんど不可能な方 <p>なお、30代～50代の接種対象者は、接種料金を負担する必要があります。【注】接種料金は、接種料金を負担する必要があります。</p> <p>①市は接種料金の助成が、接種料金を負担する必要があります。</p> <p>※ 接種料金は300円(2019年度実績)200円(2020年度実績)です。接種料金を負担する必要があります。接種料金を負担する必要があります。接種料金を負担する必要があります。</p> <p>【接種施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長崎大学病院(内科)・長崎大学病院(外科)・長崎大学病院(小児科)・長崎大学病院(産科) ●長崎大学病院(内科)・長崎大学病院(外科)・長崎大学病院(小児科)・長崎大学病院(産科) ●長崎大学病院(内科)・長崎大学病院(外科)・長崎大学病院(小児科)・長崎大学病院(産科) <p>②市は接種料金の助成が、接種料金を負担する必要があります。</p> <p>※ 接種料金は300円(2019年度実績)200円(2020年度実績)です。接種料金を負担する必要があります。接種料金を負担する必要があります。接種料金を負担する必要があります。</p> <p>【お問い合わせ先】 長崎大学病院 感染症対策室 095-822-1153より</p> <p>【インフルエンザ予防接種チラシ】</p>
	目標値	62.0%	
	実績値	53.6%	
	達成率	86.5%	
	成果指標・ 目標値の説明	接種率(65歳以上の対象者に対し、接種者の占める割合)を成果目標とした。 R7年度目標の63%を達成するため、R4年度実績から毎年1%アップを目標値とした。	
	事業目的	高齢者のインフルエンザの発症又は重症化を予防し、併せて、そのまん延を防止する。	
	事業概要	予防接種法第5条第1項の規定による定期予防接種のうち、高齢者等を対象として、インフルエンザ罹患や重症化を予防し、まん延を防止するため、医療機関に委託し予防接種を実施する。	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・接種者数 72,502人 ・接種率 53.6% ・全対象者に新型コロナ予防接種の個別お知らせはがきに追記する形で周知した。 		
	決算(見込)額		230,511,041 円

3	事業名 担当課	結核管理指導費		感染症対策室
	成果指標	結核罹患率		 <p>【結核予防週間パネル展示】</p>
	目標値	10.0人以下／人口10万人対		
	実績値	9.7人／人口10万人対		
	達成率	103.1%		
	成果指標・ 目標値の説明	世界において結核のまん延度合をはかる指標として用いられている結核罹患率を成果指標とした。低まん延国の基準となる人口10万人対10.0人以下を令和6年度の目標値とした。		
	事業目的	結核患者及び患者と接触のあった者に対し健康診断を実施することにより、結核のまん延と再発を防止する。		
	事業概要	感染症法のもと、登録される結核患者に対し医療の終了までと、その後は、再発の可能性の高い概ね2年間に渡り6か月ごとの定期的に検診等を行い管理する。また結核患者と接触のあった者に対して、感染拡大防止及び早期発見のため接触者健康診断を概ね接触直後又は2か月後に実施する。		
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・管理健康診断 …… 対象者数 103人 うち受診者数 88人 受診率 85.4% ・接触者健康診断 …… 対象者数 263人 うち受診者数 257人 受診率 97.7% 			
	決算(見込)額	1,379,957		円

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	F8-2	飲食物、生活衛生等による健康被害発生を防止します
2025年度にめざす姿	対象	意 図
	だれもが	食中毒等の健康被害から守られている。
個別施策主管課名	生活衛生課	

成果

① 食中毒予防の取組み

- 食中毒等発生時に、細菌培養検査やノロウイルスのゲノム解析検査などを迅速に実施し、原因究明や被害拡大防止に寄与した(332件)。
- 食品衛生法に基づく監視指導活動として、許可施設への立ち入り指導(監視5,609件、食品の収去検査536件)を実施したことにより、食中毒予防につながった。
- 事業者向けの講習会や研修会の開催予定をHP等で広く周知し、衛生意識向上等を目的とした衛生講習会・研修会は年37回開催し(計2,132人受講)を実施したことにより、衛生意識の向上が図れた。
- 毎月の広報ながさき内で食中毒予防情報を掲載や、ホームページや令和6年度から本格的に始めたSNSを用いた情報発信など市民に向けた食中毒予防啓発も行った。

② 施設への衛生指導の強化

- 公衆浴場への立入調査を通じて、レジオネラ属菌※が検出された施設はなく、施設の衛生的な環境の維持につながった。
(※シャワー及びかかり湯等からレジオネラ属菌に汚染された水の微粒子を吸い込むことでレジオネラ肺炎を引き起こす。)

③ 適正飼養の啓発の強化

- 飼い主が狂犬病予防注射をした動物病院で注射済票の交付が受けられるよう、市内の動物病院18件と注射済票の交付に係る委託契約を締結したことにより、動物愛護管理センターに来所する必要がなくなり、飼い主の利便性が向上し、予防接種を受けやすい環境づくりが進んだ。
- 広報誌やホームページ等において、犬の登録及び狂犬病予防注射の接種義務に関する周知を行うとともに、4～5月に市内の公民館や公園等62カ所で延べ21日間、狂犬病予防集合注射を行ったことにより、普段、動物病院に行くことのない飼い主に狂犬病予防注射の接種の機会を提供し、接種率の減少を抑えることができた。また、11月末に飼い犬への狂犬病予防注射が未接種の飼い主に対し、接種を呼びかけるため、催促のハガキを送付したことにより、未接種の飼い犬への接種に繋がった。
- まちなこ不妊化推進事業(野良猫の不妊手術費の助成(自己負担:2,000円/頭、助成費:メス18,000円/頭・オス8,000円/頭))については、助成を希望する個人又は自治会等の団体から、129件・1,263頭の申込みがあった。その中から、野良猫の引取りや糞尿・鳴き声等による生活環境への被害が多い地域であって、繁殖抑制・生活環境被害の軽減に効果が高いものを書類審査と現地調査により選定し、38件・673頭に助成を行ったことにより、猫の引取り数及び殺処分数が減少し、野良猫による生活環境被害の減少に繋がった。また、これまでは獣医師会に加入している獣医師のみが不妊去勢手術をすることができたが、獣医師会に加入していない獣医師であっても、本市と協定書を締結することによって、不妊去勢手術をすることができることとなり、手術頭数の増加に対応できるようになった。

問題点とその要因

① 食中毒予防の取組み

- 年3回以上監視指導を実施しているものの、対象の観光関連施設で、調理従事者がノロウイルスを保菌していたのが原因で食中毒(1件、患者数29人)が発生した。

② 施設への衛生指導の強化

- 立ち入り検査において聞き取り調査を行っているが、衛生意識が低い事業者が見受けられる。

③ 適正飼養の啓発の強化

- 飼い犬の狂犬病予防接種は法定義務であり、その必要性について周知は行っているものの、小型犬等の室内飼いの増加により、狂犬病に関する関心や感染に対する危機意識が低下しているため、未接種の飼い犬が存在する。
- まちなこ不妊化推進事業について、不妊去勢手術ができる獣医師数は増加したものの、各獣医師においては、通常の診療を行いながら、この事業に協力をしていることから、手術の受入頭数には限りがある。事業効果は上がっているが、手術頭数を大幅に増加することは困難である。
- 野良猫による生活環境被害に関する苦情は減っているものの、野良猫への無責任な餌やりは依然として多く、給餌者に餌やりルールを遵守するよう指導を行っても、改善が見られないことが多い。

今後の取組方針

① 食中毒予防の取組み

継続 ●観光関連施設等の監視指導をする際、食中毒予防に重要な手洗いの大切さを徹底して指導するとともに、食中毒の流行傾向の情報収集に努め、広報ながさき、ホームページ、SNS、講習会を通し、事業者及び市民に対し早期の情報提供を行うなど食中毒予防に向けた取組みを継続する。

継続 ●検査結果の精度性を確保するため、研修や精度管理を実施する。また、新たな食中毒原因物質およびその対応策について情報収集に努める。

② 施設への衛生指導の強化

継続 ●公衆浴場及び旅館等の共同浴場の浴場水を介して感染するレジオネラ感染症等による健康被害を防止するため、施設管理者に対し、浴場水の適正な残留塩素濃度管理や換水時の高濃度塩素消毒を徹底するように指導を強化する。

③ 適正飼養の啓発の強化

継続 ●犬猫の適正飼養について、広報誌、動物愛護フェスタ、犬のしつけ方教室及び出前講座等の開催を通じ、普及啓発を図る。

継続 ●犬の新規登録の際に飼い主に狂犬病予防注射の接種義務について分かりやすく説明を行う。

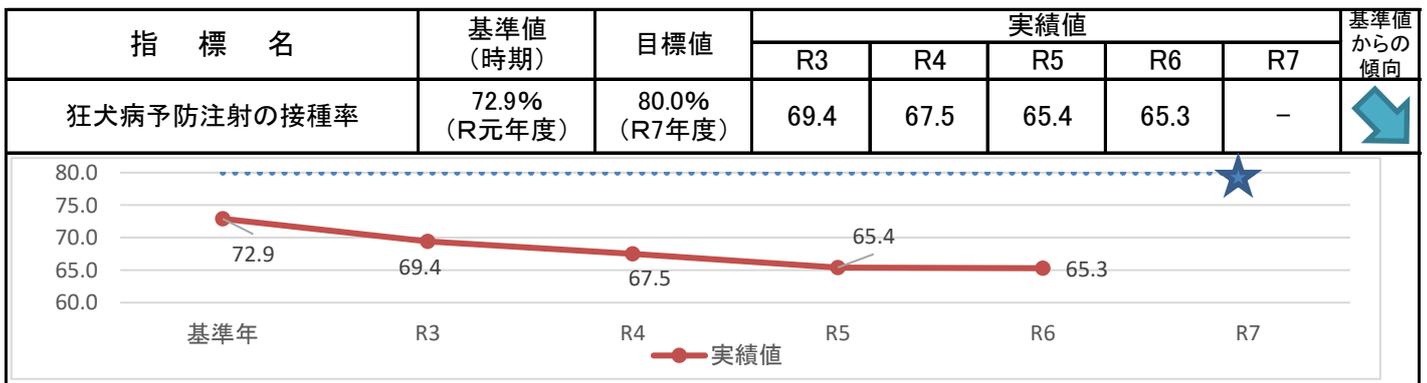
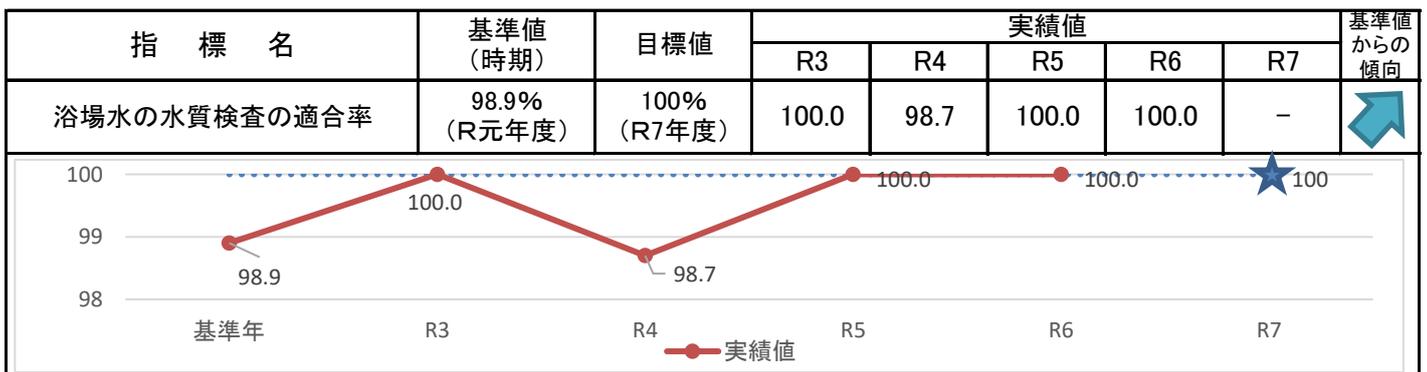
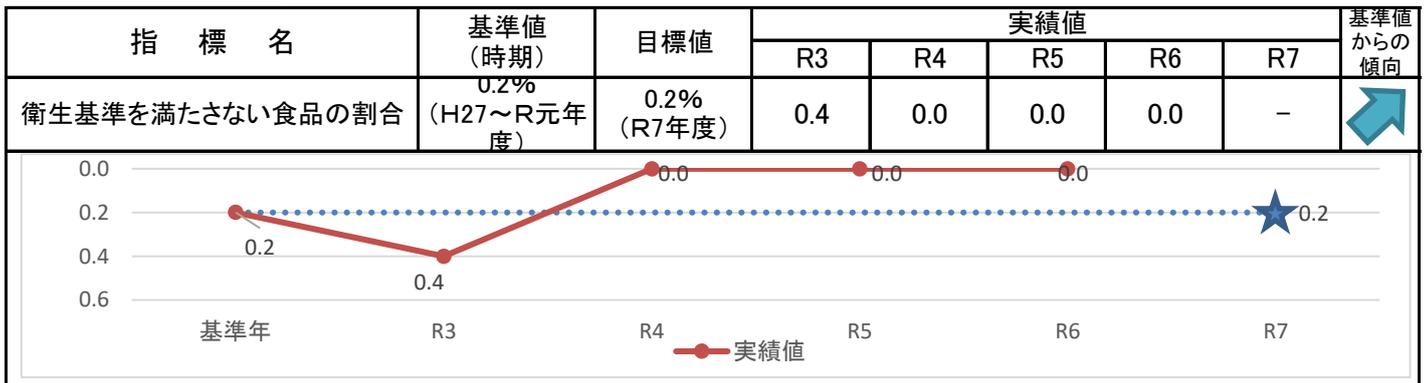
継続 ●クラウドファンディングを活用したミルクボランティアやまちなねこ不妊化推進事業の取組みを通じて、本市の子猫を取り巻く現状を知っていただき、これ以上不幸な猫を増やすことのないよう適正飼養に関する意識の向上を図る。

継続 ●まちなねこ不妊化推進事業については、猫の引取り数及び殺処分数は年々減少しており、十分な効果を出している。今後も獣医師会やボランティア団体と連携して実施する。

改善 ●まちなねこ不妊化推進事業については、さらなる事務の効率化を図り、助成対象者の手術期間を長く確保できるようにする。さらに、動物病院への手術費用の支払い回数を複数回にし、動物病院の経済的負担の軽減を図る。

継続 ●動物の愛護及び管理に関する条例等の周知徹底により、市民等に野良猫への餌やりルール等を浸透させる。

成果指標



施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	観光施設等食中毒予防対策費	生活衛生課
	成果指標	観光関連施設での食中毒患者数	 <p>【食中毒の疑い】</p>
	目標値	0人	
	実績値	29人	
	達成率	0%	
	成果指標・ 目標値の説明	観光関連施設を原因とする食中毒患者数を0人とする。	
	事業目的	観光関連施設を重点的に監視指導を行うことで、観光客等が利用する宿泊施設や飲食店などで食中毒等の健康被害を防止する。	
	事業概要	・毎年度策定する「長崎市食品衛生監視指導計画」において、観光関連施設等をAランクに位置づけ、監視目標に基づき年3回以上の立入検査を実施する。	
取組実績	令和6年度監視指導計画に基づき、観光関連施設102施設に対して年3回を目標に、287件(達成率93.8%)の監視指導を実施した。		
	決算(見込)額		300,840 円

2	事業名 担当課	食品衛生監視活動費	生活衛生課
	成果指標	衛生基準を満たさない食品の割合	 <p>【食中毒検査】</p>
	目標値	0.2%	
	実績値	0.0%	
	達成率	100%	
	成果指標・ 目標値の説明	食品の収去検査を行い、基準を満たしていない食品の割合を0.2%以下とする。	
	事業目的	食品衛生法及び長崎県食品衛生条例等に基づく許可事務及び監視指導を行い、飲食物に起因する衛生上の危害を防止する。	
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法に係る事務及び監視指導・食品の収去検査の実施 ・食品衛生知識の周知啓発・食中毒等の調査及行政処分等の実施 	
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・法許可施設 施設 6,386件(R7.3.31)、監視目標 6,310件、監視実績 5,609件(達成率88.9%) ・食品の収去検査 536件、不良検体数 0件 		
	決算(見込)額		8,394,658 円

3	事業名 担当課	環境衛生監視活動費		生活衛生課
	成果指標	浴場水の水質検査の適合率		
	目標値	100%		
	実績値	100%		
	達成率	100%		
	成果指標・ 目標値の説明	<p>公衆浴場及び旅館等の共同浴場の浴場水を介して感染するレジオネラ感染症防止に関して、レジオネラ属菌の有無が判断基準となることから浴場水の水質検査の適合率を成果指標とした。</p> <p>全施設において、レジオネラ属菌が検出されないことを目標とし、令和7年度の目標値を100%とした。</p>		
	事業目的	旅館、理・美容所等の生活衛生関係施設に起因する公衆衛生上の危害を防止すること。		
	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・営業6法に基づく許認可に伴う検査、及び水道法、建築物衛生法に基づく届出の受理。 ・法に基づく各施設の立入調査・検査の実施と法令遵守の指導。 ・墓地埋葬法に基づく墓地の開設許可及び改葬許可 		
取組実績	新規施設を含む公衆浴場及び旅館の共同浴場の行政検査を実施し、対策の強化を図った。			
	決算(見込)額		714,830	円

4	事業名 担当課	動物管理対策費		動物愛護管理センター
	成果指標	狂犬病予防注射の接種率		
	目標値	77.6%		
	実績値	65.3%		
	達成率	84.1%		
	成果指標・ 目標値の説明	<p>接種率を上昇させることにより、狂犬病のまん延防止対策の効果が上がるため。</p>		
	事業目的	狂犬病の予防及び犬猫の適正飼養の普及により、人と動物との共生を推進させる。		
	事業概要	狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の接種を推進するとともに、飼い犬の適正飼養の普及啓発を行う。		
取組実績	4～5月にかけて、21日間、62会場で狂犬病予防集合注射を実施した。また、11月下旬には、未接種の飼い主に接種を促すハガキを送付した。なお、令和6年度は登録犬16,559頭のうち、10,808頭が接種した。			
	決算(見込)額		39,168,109	円